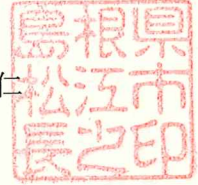


こ 政 第 522 号
令和 7 年 2 月 19 日

松江市のより良い保育を願う保護者の会

代表 福嶋 浩彦 様

松江市長 上 定 昭 仁



公開質問状について（回答）

令和 7 年 2 月 3 日付けで質問のあったことについては、下記のとおりです。

記

1. 松江市は、国が 2023 年 5 月に策定した保育園などにおける虐待防止に向けたガイドラインと同じ考え方に立っておられますか。それとも、一部については別の考え方をお持ちですか。

（回答）

本市では、令和 5 年 5 月にこども家庭庁から発出された「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）に基づき、虐待等の防止及び発生時の対応に取り組んでおります。

2. 1. の回答がいずれであったとしても、松江市も全国いくつかの先進自治体と同様、国のガイドラインも踏まえつつ、より松江市の実情に合ったガイドラインを策定してもらいたいと願っています。そのお考えはありますか。

（回答）

国のガイドラインにおいて不適切な保育や虐待等の考え方が明確化されていることや、保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応に関して、保育所等や自治体にそれぞれ求められる事項等について明示されていることから、本市独自のガイドラインは策定せず、国のガイドラインに基づき運用することとしております。

本市においては、関係者に対し国のガイドラインについて周知徹底を図るとともに、不適切な保育に係る安全管理研修や人権研修の実施に加え、保育の質の更なる向上を目指すため、令和 6 年 3 月に策定した「松江市幼児教育

こどもまんなかビジョン」の浸透を図るなど、必要な対策を講じております。

3. 「虐待」や「不適切保育（虐待等と疑われる事案）」にあたるかどうかは当然、その事案を総合的に検証して判断するものです。もし確認された事実として、友達をふざけてトイレに閉じ込めた園児に対し、閉じ込められた側はどんな気持ちになるかを体験させるため、保育士がその園児を本人の意思に反してトイレに閉じ込めるという行為があった場合、総合的に判断して「不適切保育」にあたりますか。それとも、指導上の必要があれば適切である可能性がありますか。

（回答）

保育士がこどもを別室などに閉じ込める行為は、国のガイドラインにおいて、「虐待」に当たる具体例として記載されておりますが、個々の事案について、「虐待等」又は「不適切な保育（虐待等と疑われる事案）」にあたるかどうかは、こどもの立場に立って、こどもの状況、保育所等の職員の状況等から、貴団体がおっしゃるように、総合的に判断されるべきものと考えております。仮定の事案について総合的に検証して判断することはできませんので、具体的な回答はいたしかねます。

4. 同じく、もし確認された事実として、喧嘩した園児に対しなぜ喧嘩になったかを考えさせるため、保育士がその園児を5分から10分程度、本人の意思に反して立たせるという行為があった場合、総合的に判断して「不適切保育」にあたりますか。それとも、指導上の必要があれば適切である可能性がありますか。

（回答）

保育士がこどもを立たせる行為は、国のガイドラインにおいて、「虐待」に当たる具体例としては明示されておきませんが、個々の事案について、「虐待等」又は「不適切な保育（虐待等と疑われる事案）」にあたるかどうかは、こどもの立場に立って、こどもの状況、保育所等の職員の状況等から、貴団体がおっしゃるように、総合的に判断されるべきものと考えております。上記3と同様に、仮定の事案について総合的に検証して判断することはできませんので、具体的な回答はいたしかねます。